



2026年2月6日

各 位

会社名 トピ一工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 石井 博美
(コード: 7231 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員総務部長 小柳津 智毅
(TEL 03-3493-0141)

幹部社員向け株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、当社従業員のうち管理職等で構成する幹部社員を対象とした幹部社員向け株式報酬制度の導入に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年2月25日
(2) 処分する株式の種類 および 数	当社普通株式 233,600 株
(3) 処 分 價 額	1株につき 3,210 円
(4) 処 分 総 額	749,856,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行（信託口）)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、幹部社員の利益と当社や株主の利益との連動性によるインセンティブ付与、および幹部社員の中長期的視野に立った経営マインドを醸成することで、すでに株式報酬制度を導入している取締役および執行役員と幹部社員とが一体となり、当社の企業価値向上を図ることを目的として、幹部社員を対象とした幹部社員向け株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することいたしました。

本制度の概要につきましては、本日付「幹部社員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものです。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、幹部社員の信託期間中の役職等を勘案のうえ、幹部社員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数 24,077,510 株に対し

0.97%（2025年9月30日現在の総議決権個数217,087個に対する割合1.08%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	幹部社員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2026年2月25日
信託の期間	2026年2月25日～2035年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月5日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である3,210円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客觀性が高く合理的なものであると判断したためです。

以上